

主な指摘事項【共同生活援助】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	重要事項説明書について、以下の点につき修正すること。今後については修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。 ①協力医療機関について、具体的に明記すること。 ②日用品費の金額について、費用の内訳及び積算根拠を明らかにした上で、定期的に金額を見直し、必要に応じて修正すること。	1件
運営	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録については、サービスの提供を行ったことについて利用者からの確認を得る必要があるため、すべての記録において適切に利用者からの確認を得ること。 サービス提供の記録について、事務処理要領において定める要件を満たす様式を使用すること。	3件
運営	入退居の記録の記載 等	利用者の入居又は退居に際しては、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告すること（契約内容報告書の提出）。 入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（「受給者証記載事項」）を利用者の受給者証に記載しなければならないところ、それらの記載がされていなかったため、すべての利用者について入退居の記録の記載を行うこと。	4件
運営	利用者負担額等の受領	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）については、利用者等の希望を確認した上で個別に提供される便宜に係る費用でなければならないことから、内訳を明らかにした上で運営規程において定め、かつ当該費用の受領について利用者又はその家族等に事前に十分な説明を行い、その同意を得ること。	2件
運営	訓練等給付費の額に 係る通知等	法定代理受領により市町村から指定サービスの提供に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し当該訓練等給付費の額を通知すること。	1件
運営	共同生活援助計画の 作成等	共同生活援助計画の作成に当たってサービス管理責任者が行うべきである業務について、適切に実施されていないため、以下のとおり改善すること。 ①すべての利用者について、その希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という）を行い、適切な支援内容の検討を行うこと。 ②アセスメント及びモニタリング（共同生活援助計画の実施状況の把握及び評価）に当たっては、サービス管理責任者が利用者に対して行う必要があることから、当該記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。 ③サービス管理責任者は、サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議を必ず開催したうえで、漏れなく議事録を作成すること。議事録の作成に当たっては、共同生活援助計画の原案について各担当者に意見を求めたことが分かる内容とすること。 ④サービス管理責任者は、共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を利用者に交付したことが分かる様式にすること。	4件
運営	運営規程	運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。 ①従業者の職種・員数に関する記載（常勤・非常勤の別、常勤換算等）が実態と異なるため、修正すること。 ②利用者から受領する費用の額等（第8条）に関する記載が重要事項説明書と異なるため、実態に合わせて修正すること。	2件
運営	勤務体制の確保等	従業者の勤務体制について、職種や勤務場所が不明確なものが見受けられたため、辞令書等で勤務時間、職種、常勤・非常勤の別、兼務の状況、勤務場所等を明確にすること。	4件
運営	非常災害対策	定期的に避難、救出その他必要な訓練を行い、その実施内容を記録するとともに事業所において保管すること。当該訓練の実施に当たっては、火災、地震及び風水害のそれぞれの発生を想定した内容で行うこと。また、実施記録の作成に当たっては、実施日時、参加者、訓練の状況、評価や反省点等を明記し、当該訓練における課題について検証すること。	2件

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	身体拘束等の禁止	<p>身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。</p> <p>②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p>	3件
運営	虐待の防止	<p>虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。委員会の開催に当たっては、議事録を作成し、事業所に保管すること。</p> <p>②虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	3件
運営	運営基準：身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修	<p>すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施しその記録を保管すること。</p> <p>身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を実施した際には、すべての従業者から受講報告書を徴し、研修の効果を検証したうえで実施に係る記録と併せて保管すること。</p>	1件
報酬	個別支援計画未作成減算	<p>サービス管理責任者は、サービス提供開始前に共同生活援助計画を作成し、当該計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、当該計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行う必要がある。また、作成や変更を行った当該計画について、利用者又はその家族に対し説明を行い同意を得る必要があるが、これら一連の業務について適切に実施されていなかった。については、初回利用日から1ヶ月を超えても当該計画が作成されていない利用者や、少なくとも6ヶ月に1回以上当該計画の見直しが適切に行われていない利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すること。</p>	1件
報酬	夜間支援等体制加算（Ⅰ）	<p>当該加算の算定に当たっては、1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定するものであるが、複数の共同生活住居の利用者を支援している際も共同生活住居ごとの利用者数による算定としていたため、適正に夜間支援対象利用者の数を算出したうえで、請求に誤りがあるものについては給付費の返還を行うこと。</p> <p>当該加算の算定に当たっては、夜間支援の内容について、個々の利用者ごとに共同生活援助計画に位置付ける必要があるが、その内容に係る記載のないものが散見された。今後は共同生活援助計画において詳細に位置付けること。</p>	2件
報酬	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	<p>当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすことが算定要件となるが、以下の2点について要件を満たしていなかった。</p> <p>①キャリアパス要件Ⅰのイにおける職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系についての整備が不十分であった。</p> <p>②キャリアパス要件Ⅱのイにおける資質向上の目標及びイニにおける資格取得のための支援の計画策定が実施されていなかった。</p> <p>今後は書面で整備し市に提出すること。また、整備した内容をすべての福祉・介護職員に周知すること。</p>	2件